

長期優良住宅の状況報告書を提出する場合の添付書類について

長期優良住宅の認定を取得した物件で、状況報告書による軽微な変更の報告を行う場合は、必要に応じて、以下に掲げる書類を添付してください。ご不明な点については、下記の連絡先までお問い合わせください。

- ・計画変更があったが、評価機関から確認書等の取り直しは不要とされた場合
 - ⇒ ・計画変更の確認申請書及び確認済証の写し
 - ・変更後図面、変更前図面
 - ・以下のいずれか
 - ① 評価機関に提出した状況報告書等の写し（受付印付）
 - ② 評価機関による上記内容を証明する旨の記載（担当者名、評価印付）
 - ③ ①及び②が無い場合に限り、状況報告書に設計者が上記内容を証明する旨の記載（記名付）

- ・申請敷地の地名地番が変更になった場合^{※1}
 - ⇒ ・確認申請上の手続き書類の写し（記載事項変更届等（受付印付））
 - ・以下のいずれかのうち、変更が確認できるもの
 - ① 評価機関に提出した状況報告書等の写し（受付印付）
 - ② 公図および登記簿謄本（どちらも写しで可）
 - ③ 地積測量図（写しで可）

- ・工事監理者を変更した場合^{※2}
 - ⇒ ・確認申請上の手続き書類の写し（工事監理者届等（受付印付））

- ・申請者氏名が、結婚等により変わった場合
 - ⇒ ・添付書類不要（状況報告書のみ）

- ・その他の報告
 - ⇒ 必要に応じて、報告内容の確認が取れる書類を求める場合があります。

※1：長期優良住宅建築等計画の変更認定申請に合わせて報告を行う場合は、変更認定申請書に上記の書類を添付してください。（状況報告書の提出は不要です。）

※2：計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書の提出に合わせて報告を行う場合は、工事完了報告書に上記の書類を添付してください。（状況報告書の提出は不要です。）

連絡先
葛飾区 都市整備部 建築課 審査係
電話 03-5654-8557 FAX 03-3697-1660